

利 用 の 手 引 き

1 2020年農林業センサスの概要

(1) 調査の目的

本統計は、令和2年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的としている。

(2) 根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）

統計法施行令（平成20年政令第344号）

農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）

農林業センサス規則第5条第1項

農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件

（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）

(3) 調査の沿革

1950年世界農業センサス（昭和25年）以降、10年ごとに国際連合食糧農業機関（FAO）が策定する要綱に即して「世界農業センサス」を、その中間年に我が国独自の「農業センサス」を実施している。また、1960年以降2000年までは10年ごとに、2000年以降は5年ごとに「林業センサス」を実施している。

本調査より、「世界農林業センサス」は「農林業センサス」に名称が統合され、農業で15回目、林業で9回目の調査となる。

(4) 調査の対象

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上（1用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成31年2月1日時点の避難指示区域であり、大熊町、双葉町。）内については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

(5) 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

(6) 調査方法

農林業経営体調査は、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—統計調査員の実施システムで行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）を行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合はオンラインにより、調査票を回収する方法も可能とした。

(7) 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

(8) 調査方法等の主な変更点

ア 調査対象の属性区分の変更

法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

イ 調査項目見直し

(ア) 調査項目の新設

- a 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- b 有機農業の取組状況
- c 農業経営へのデータ活用の状況

(イ) 調査項目の削減

- a 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（農業就業人口の区分に利用）
- b 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した方の有無（専兼業別の分類に利用）
- c 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積
- d 農業機械の所有台数
- e 農作業の委託状況
- f 農外業種からの資本金、出資金提供の有無

2 利用上の注意

- (1) 本書では、2020年農林業センサスのうち、本県が実施した農林業経営体調査の概要を掲載している。
- (2) 統計表の数値については、各単位ごとに四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
また、各表の増減率、構成比等は四捨五入前の原数値により算出しているため、表上の数値で算出したものと若干の差が生じる場合がある。
- (3) 平成27年の数値は、2015年農林業センサス結果を今回の調査項目に合わせて参考値として組替集計したものである。
- (4) 表中に使用した符号は、次のとおりである。
 - ア 「0」は、単位に満たないもの(例：0.1ha → 0ha)
 - イ 「―」は、調査は行ったが実績数がないもの又は調査を行えなかったもの
 - ウ 「…」は、事実不詳又は調査を欠くもの
 - エ 「△」は、負数又は減少したもの
 - オ 「X」は、調査客体の秘密保護上秘匿としたもの
- (5) 本書の裏表紙に、新旧市区町村別一覧表データを収録した CD-R を添付している。